

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令による勤労者財産形成促進法施行令の一部改正

1 改正内容

(1) 勤労者財産形成促進法施行令の一部改正

- ①多目的住宅融資の廃止
- ②一般利子補給の廃止
- ③財形住宅貯蓄の利子等が非課税とされる適格払出しの範囲に、高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替（いわゆるバリアフリー改修工事）を追加
- ④その他、融資・助成金の廃止に伴う関係規定の削除等の所要の規定の整備

(2) 経過措置

多目的住宅融資について、独立行政法人雇用・能力開発機構又は解散前の住宅金融公庫若しくは独立行政法人住宅金融支援機構が施行日前に申込みを受理した貸付けについては、なお従前の例によることとする。

2 施行期日

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の公布の日（平成19年4月23日）